

温泉を利用される方々へ

温泉利用施設における 掲示項目が追加されます

～ 温泉法施行規則が改正されました ～

平成17年5月24日から、温泉利用施設において、温泉に加水、加温、循環装置の使用、入浴剤添加、消毒処理などを行っている場合は、その旨とその理由を掲示しなければならないこととなりました。

温泉法施行規則改正の概要

温泉を公共の浴用等に供する者は、施設内の見やすい場所に、温泉の成分、禁忌症及び入浴上の注意を掲示しなければならないこととされています。

今般、これらの掲示項目に加え、公共の浴用に供する場合には、新たに下記の4項目を追加して掲示することを義務付けるものです。

温泉を加水して利用する場合は、その旨及びその理由
温泉を加温して利用する場合は、その旨及びその理由
温泉を循環させて利用する場合は、その旨（ろ過を実施している場合は、その旨を含む。）及びその理由
温泉に入浴剤等を加え、又は温泉を消毒して利用する場合は、当該入浴剤の名称又は消毒の方法及びその理由
*入浴剤等には、利用者が何が添加されているかが容易に判別できるもの（ゆず、しょうぶ等）は含まれません。

温泉利用者の皆様へ

〔制度改正のねらい〕

環境省では、今般、温泉法施行規則を改正し、温泉に加水、加温、循環ろ過装置の使用、入浴剤添加、消毒処理を行っている場合は、その旨とその理由を掲示しなければならないこととしました。

これは、温泉事業者により、利用者の皆様に対し、温泉に関する確で正確な情報提供が行われることを目的としたものです。

もとより、温泉に対して利用者の皆様が期待する事項は、温泉そのもの、周辺の自然環境、食事やサービス等多様であり、今回追加される掲示項目は、利用者の皆様が温泉を選ぶ際のひとつの要素となるものです。

環境省では、今回の温泉法に基づく掲示に加えて、地方自治体、地域、事業者など多様な主体による創意工夫がなされることにより、より多角的に情報提供が進むことを期待しています。

〔温泉について知っておきたいこと〕

温泉は、地球の恵みであり、限りある自然資源です。

限られた温泉資源を将来も利用できるよう保護し、そして、温泉利用の適正を図っていかなければなりません。

「循環ろ過方式」か「源泉かけ流し方式」かについては、どちらの方式が優れているということは一概には言えません。個々の温泉の入浴時の状況は、新鮮な温泉の供給量、利用者数や浴槽の衛生管理状況などによって異なるからです。

また、適切な維持管理に基づく循環ろ過装置の使用は、温泉資源の保護、衛生的な入浴状態の確保の観点から重要な手段であることも理解しておく必要があります。

更に、温泉を安全で快適に利用するためには、例えば、身体を洗ってから浴槽に入るなどの温泉利用者の入浴マナーの向上も重要です。快適に温泉を利用できるように、お互いに気を付けながら入浴するようにしましょう。



環境省自然環境局

環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/>